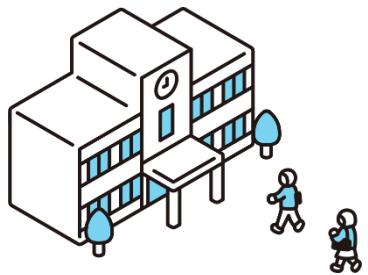


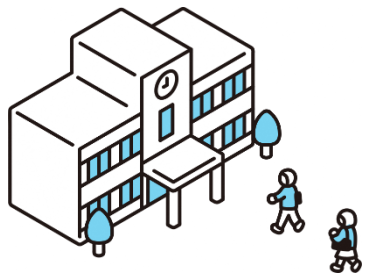
枚方市支援教育充実審議会

中間報告



枚方市支援教育充実審議会における主な論点

- 1 「ともに学び、ともに育つ」教育について
- 2 インクルーシブ教育について
- 3 通常の学級における支援の充実について
- 4 アセスメントについて
- 5 自立活動について
- 6 通級指導教室について
- 7 支援学級について
- 8 将来的な学びの場の選択について



「ともに学び、ともに育つ」教育について

理念

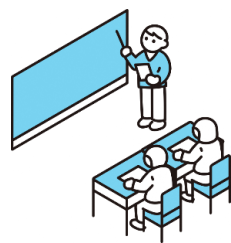
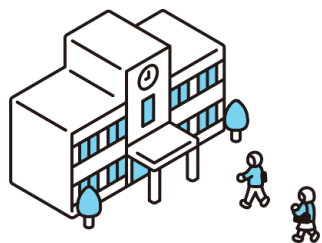
個に応じた教育的ニーズ

インクルーシブ

市独自の少人数学級編製の制度(ダブルカウント)

論点整理

- ・「ともに学び、ともに育つ」は、インクルーシブな社会構築のための大切な理念であり、大阪府としても、枚方市としても大切にしてきた理念。
- ・障害の状況によって分離されない(学びの場の選択は、本人・保護者の意向を最大限尊重する)誰もが「ともに学び、ともに育つ」機会を奪われない。
- ・子ども一人ひとりに応じた教育的ニーズに対応することで、通常の学級でともに学ぶことに努めている。
- ・少人数学級編制を実施したすべての学校に教員を配置することができていないため、教員の確保に努めている。



枚方市支援教育充実審議会の方向性

- ・枚方市の「ともに学び、ともに育つ」理念を大切にする。
- ・市独自の少人数学級編制(ダブルカウント)は、枚方市として実施を継続する。

「ともに学び、ともに育つ」教育について

理念

個に応じた教育的ニーズ

インクルーシブ

市独自の少人数学級編製の制度(ダブルカウント)

「ともに学び、ともに育つ」理念とは



- ・「ともに学び、ともに育つ」は、すべての子どもたちの自尊感情や自己有用感を育み、未来への展望を持って生きていくために互いの命を認め合い、地域社会の中で関わりながらともに生きていく態度を育むことが大切である。
- ・障害のある子どもの教育において、生活を通して仲間とつながり、支え合い、高め合うことをめざす「ともに学び、ともに育つ」教育を基とし、将来、自らの選択に基づき地域社会と関わりながら、ともに自立した生活を送ることができるよう、子どもたちの可能性を最大限に伸ばすことを大切に進めてきた。

「ともに学び、ともに育つ」支援教育のさらなる充実のために:大阪府教育委員会 平成25年3月

- ・「ともに学び、ともに育つ」は、インクルーシブな社会構築のための大切な理念であり、どの学びの場を選択しても「ともに学び、ともに育つ」を大切にしていこう。

「今後の枚方市の支援教育について」:枚方市教育委員会 令和4年10月

個に応じた教育的ニーズとは



- ・「障害のあるすべての幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進する。

「一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進」:文部科学省施策目標2-11 平成19年

- ・子ども一人一人の障害の状況や特性及び心身の発達の段階等を把握して、具体的にどのような特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容が必要とされるかということを検討することで整理されるものである。

「障害のある子供の支援教育の手引」:文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 令和3年6月

インクルーシブとは



- ・障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り同じ場で学ぶことを追求するとともに、障害のある子どもの自立と社会参加を見据えて、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるように、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)」:文部科学省 令和4年4月

- ・共生社会の形成に向けて、必要不可欠なものである。

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」:文部科学省 平成24年7月

市独自の少人数学級編製の制度(ダブルカウント)とは



- ・令和7年度までにおける学級編製の基準について、児童数の推移を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人とする。

「義務標準法の一部改正等について(小学校35人学級の段階的な実現)」:文部科学省 令和3年4月

- ・少人数学級編制によるきめ細やかな指導の実現に向けて、枚方市では、「枚方市少人数学級充実事業」として平成24年度から第1学年から第3学年までを対象に、平成27年度から対象学年を第4学年までとし、支援学級在籍児童を含んで1学級35人以下とする市独自の少人数学級編制を実施してきた。

- ・平成30年度からは、さらに対象学年を拡充し、第5、6学年においても支援学級在籍児童を含んで1学級40人以下とする少人数学級編制を実施しています。

それに伴って学級数が増える学校に市費負担教員(任期付講師)を配置しています。

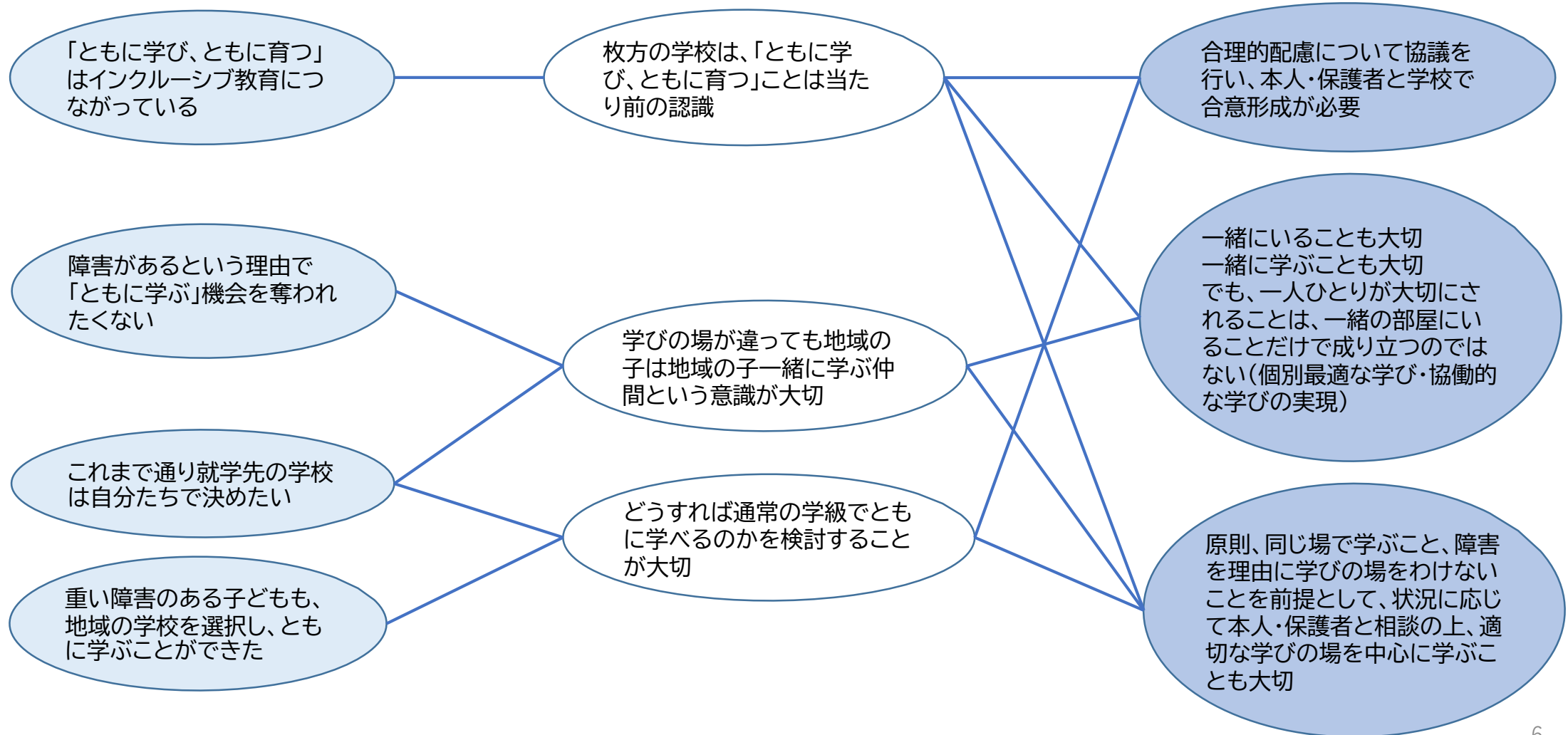
「ともに学び、ともに育つ」教育について

理念

個に応じた教育的ニーズ

インクルーシブ

市独自の少人数学級編制の制度(ダブルカウント)



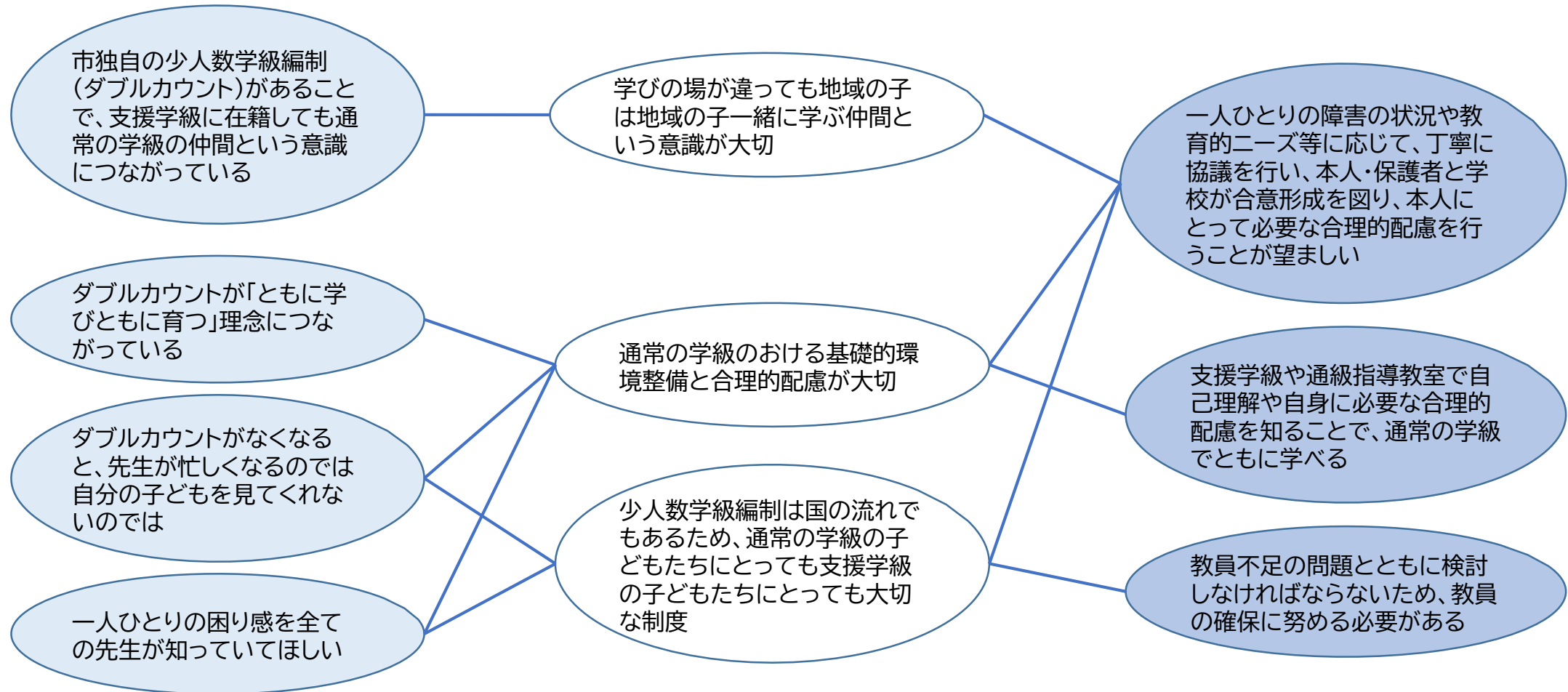
「ともに学び、ともに育つ」教育について

理念

個に応じた教育的ニーズ

インクルーシブ

市独自の少人数学級編製の制度(ダブルカウント)



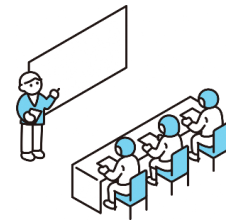
子どもの多様性

教育を受ける権利

基礎的環境整備と合理的配慮

論点整理

- ・通常の学級における子ども一人ひとりに合わせた目標や学び方を実践している。(基礎的環境整備と合理的配慮の徹底)
- ・就学先の決定、学びの場の決定に最大限保護者の意向を尊重する。
- ・個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成し、通常の学級と通級指導教室・支援学級の連携に努め活用する。
- ・個別最適な学びの充実のために個々の教育的ニーズと合理的配慮について、本人・保護者、学校との合意形成を図っていく。



枚方市支援教育充実審議会の方向性

- ・通常の学級において個の教育的ニーズに応じた学びの実践が大切。
- ・インクルーシブ教育は「ともに学び、ともに育つ」の理念につながっている取組。
- ・「ともに学び、ともに育つ」の理念は、すべての児童・生徒が、通常の学級の一員としての意識につながっている。

子どもの多様性

教育を受ける権利

基礎的環境整備と合理的配慮

インクルーシブ教育とは



- ・個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。
- ・障害の有無にかかわらず、できるだけ同じ場でともに学ぶことをめざすべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業の内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけているかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」:文部科学省 平成24年7月

子どもの多様性の尊重とは



- ・子どもの認知特性を踏まえ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、「そろえる」教育から「伸ばす」教育へ転換し、子ども一人ひとりの多様な幸せ (well-being) を実現する。
- ・学校は、すべての子どもたちが安心して楽しく通える魅力ある環境であることや、これまで以上に福祉的な役割や子どもたちの居場所としての機能を担うことが求められている。
- ・一人一人のキャリア形成など子どもの発達や学習を取り巻く個別の教育的ニーズを把握し、様々な課題を乗り越え、一人一人の可能性を伸ばしていくことが課題となっている。

「子供の特性を重視した学びの「時間」と「空間」の多様化」:内閣府 令和4年

「誰一人取り残すことのない「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」:文部科学省 令和2年

子どもの多様性

教育を受ける権利

基礎的環境整備と合理的配慮

教育を受ける権利とは



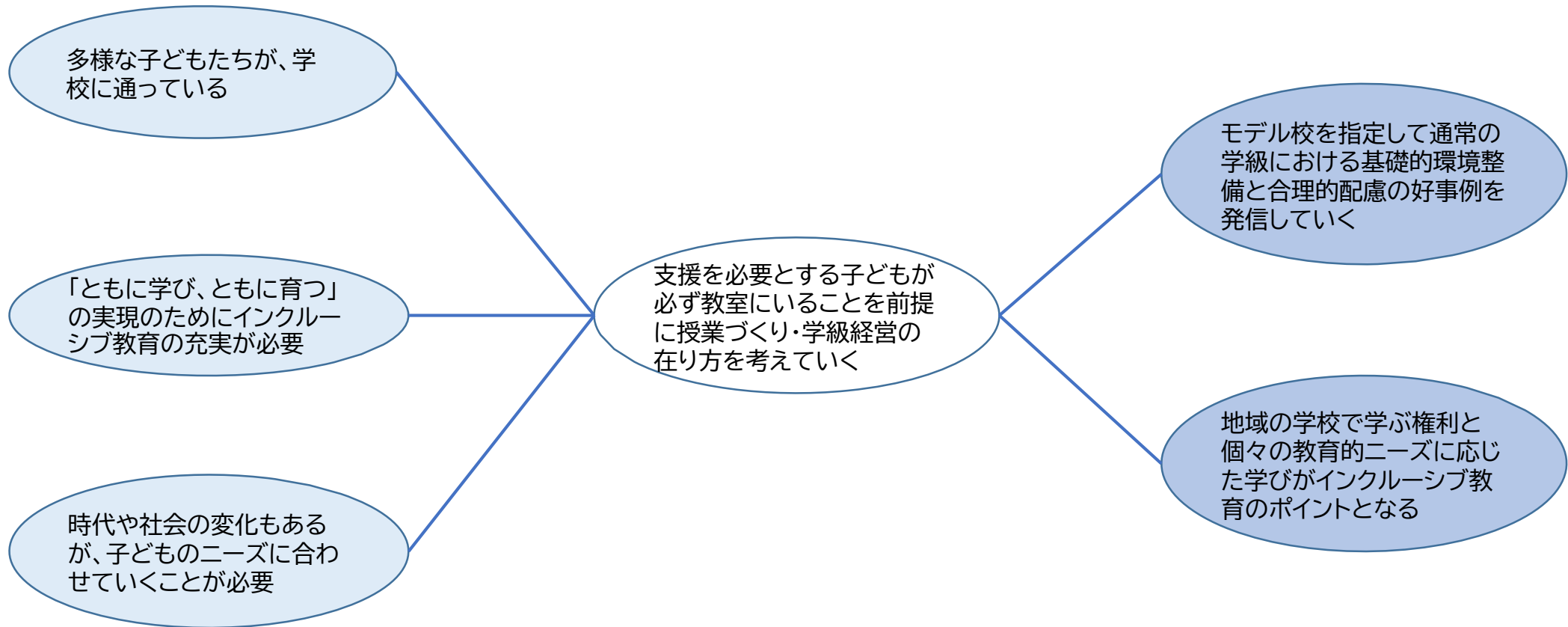
日本国憲法

- ・すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。(第14条第1項)
- ・すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。(第26条第1項)

基礎的環境整備と合理的配慮とは



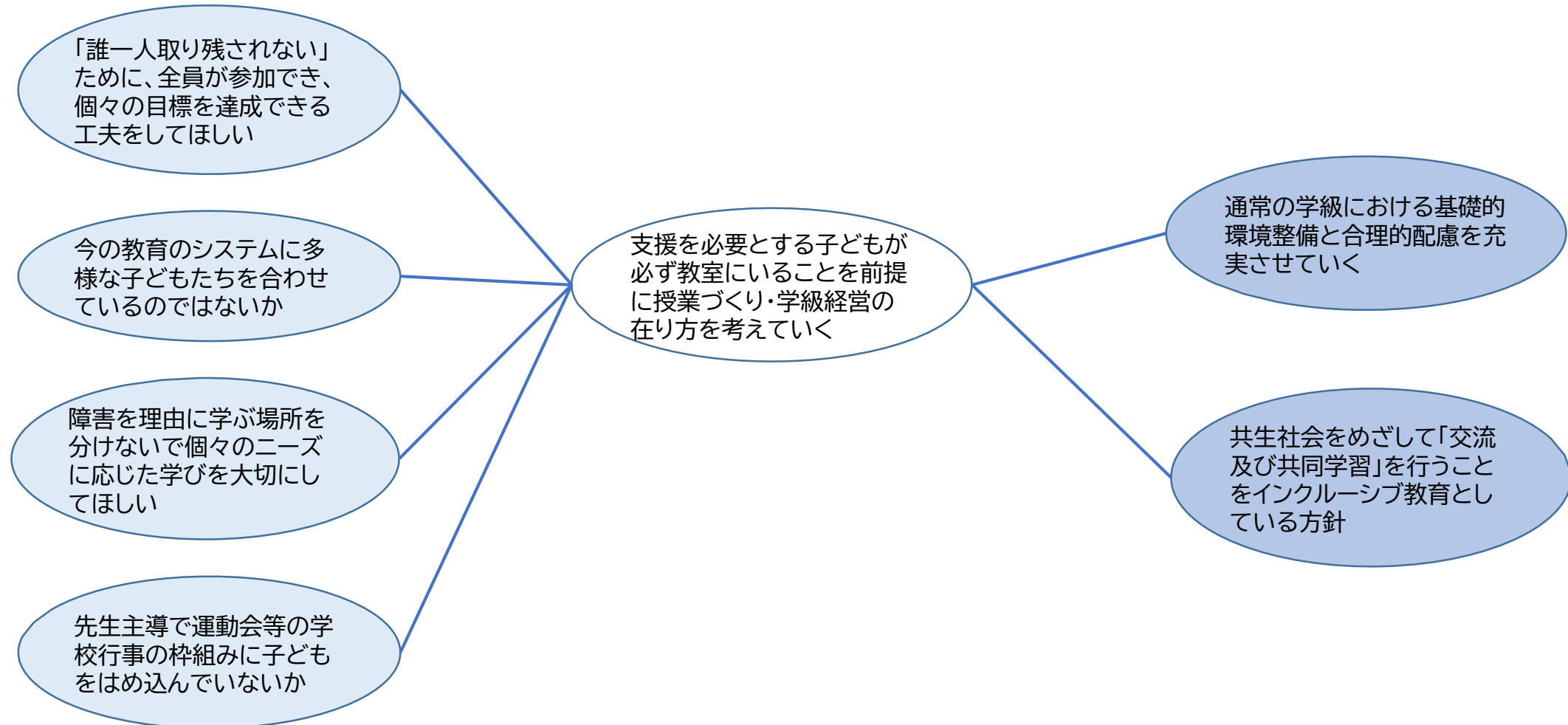
- ・「合理的配慮」は、一人一人の障害の状況や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、本人・保護者と学校により、発達の段階を考慮しつつ「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。
「特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告」：文部科学省 平成24年7月
- ・「基礎的環境整備」は、合理的配慮の基礎となる教育環境の整備を行うもの。「社会的障壁をなくす」、「アクセシビリティを高める」、「教室のユニバーサルデザイン化や授業のユニバーサルデザイン化」に取り組むこと。
「特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告」：文部科学省、大阪府教育センターブログ等より



子どもの多様性

教育を受ける権利

基礎的環境整備と合理的配慮



個別最適な学び

通常の学級の充実

学びのユニバーサルデザイン

通常の学級との連携

論点整理

- ・「何を」、「どのように」、「どれくらい」学びを自己選択するか、本人・保護者の思いと学校が合意形成を図る。
- ・通常の学級における「子どもファースト」な合理的配慮の実施に努めていく。(主語が「子ども」になるように)
 - 「視覚化」:簡潔な指示・説明・発問の精選、ICTの活用
 - 「構造化」:時間の構造化(学習の見通し)
 - 「協働化」:課題における学び合い
- ・アセスメントをもとに子どもを理解し、個々の特性に応じた支援が実施できるように努めていく。



枚方市支援教育充実審議会の方向性

- ・通常の学級においては、個の教育的ニーズに応じた学びの実践が必要である。
- ・学びの場所、学びの方法等、子ども自身で自己選択することができることを大切にする。
- ・子どもの気持ちを聞いたうえで、個々のニーズに応じた基礎的環境整備と合理的配慮が大切である。
- ・指導の共有化ができる環境づくりに取り組む。(個別の教育支援計画、個別の指導計画の利活用)

個別最適な学び

通常の学級の充実

学びのユニバーサルデザイン

通常の学級との連携

個別最適な学びとは



- ・中央教育審議会の答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」において示された概念であり、「個別最適な学び」を「指導の個別化」と「学習の個性化」を「学習者の視点から整理した概念」と定義している。
- ・「指導の個別化」とは、学習者一人ひとりの特性や学習到達度に応じて指導する側が学習環境を整えたり、学習時間を設定したり、学習方法の選択肢を柔軟に用意したりするもの。「学習の個性化」とは、学習者が自分の興味関心のあるものを選んで学んだり、表現をしたりするものであり、一人ひとりが異なる目標に向かって学ぶ中で、自分がどのような方向性で学習を進めていけばよいかを考えていくものである。
- ・学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って、次につなげる「主体的な学び」が実現できるか。
- ・児童生徒一人一人の障害の状況等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うもの。
- ・個々の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めることとし、個別の指導計画を作成し活用する。

「令和の日本型教育の構築を目指して」：文部科学省 中央教育審議会 「学習指導要領」：文部科学省

学びのユニバーサルデザインとは



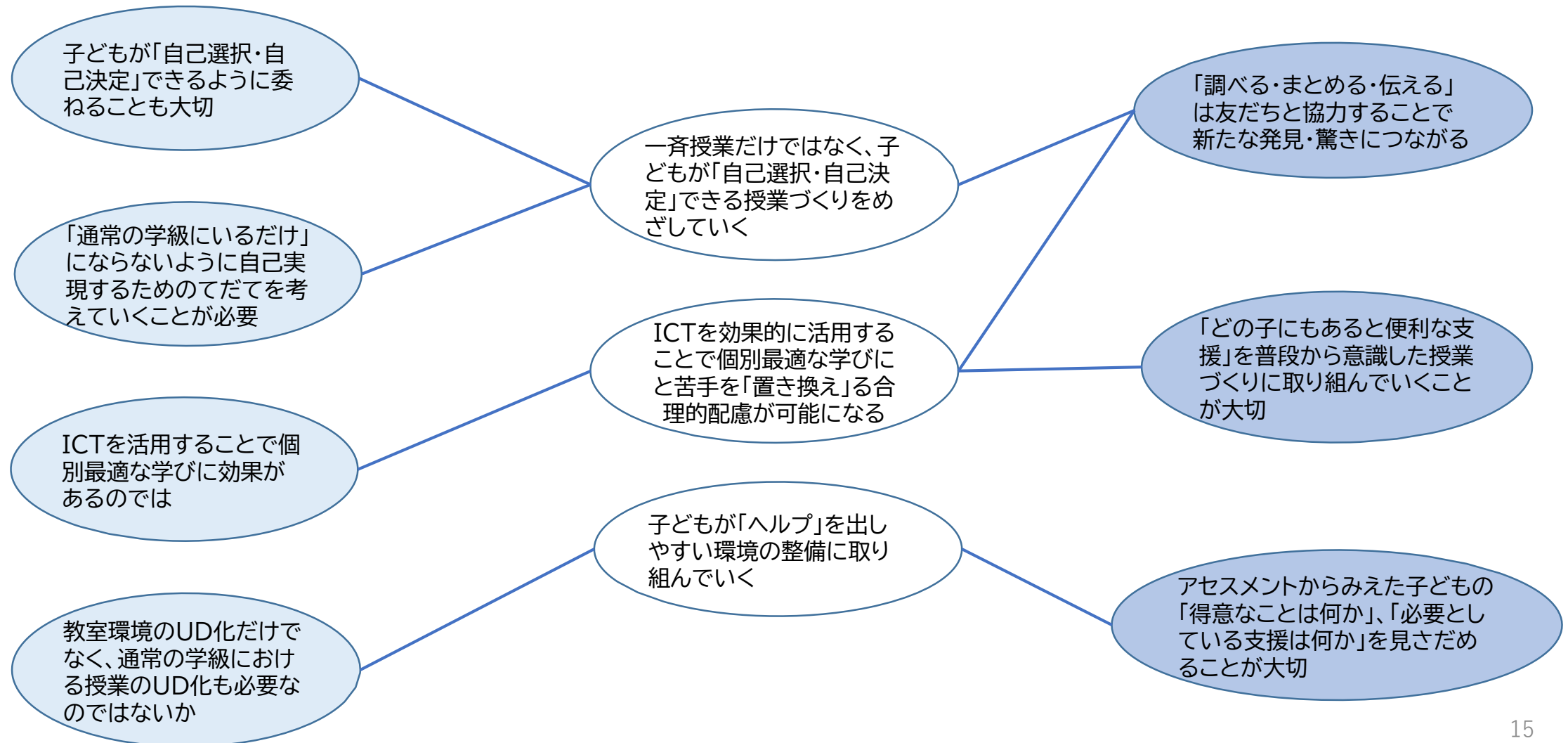
- ・障害の有無にかかわらず、誰もが個々の教育的ニーズに応じた多様な手段を提供することで、「子どもファースト」な授業を設計するアプローチ。
- ・学力の優劣や個々の状況にかかわらず、すべての子どもが、「わかる」・「できる」工夫や配慮がされた授業デザイン。

個別最適な学び

通常の学級の充実

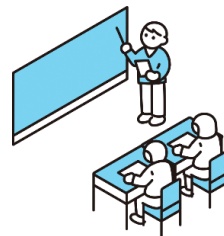
学びのユニバーサルデザイン

通常の学級との連携



論点整理

- ・通常の学級における子ども一人ひとりに合わせた目標や学び方を実践している。(基礎的環境整備と合理的配慮の徹底)
- ・就学先の決定、学びの場の決定に最大限保護者の意向を尊重する。
- ・個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成し、通常の学級と通級指導教室・支援学級の連携に努めていく。
- ・本人のつまづき、困り感、ニーズ、特性に応じた個別の相談、保護者の悩みに寄り添った個別の相談に努めていく。



枚方市支援教育充実審議会の方向性

- ・子どもの特性(発達面、心理面、学習面、行動面等)理解のためのアセスメントには、複数の視点、客観的根拠を取り入れて実施することが大切。
- ・適切な学びの場の選択のためには、就学相談の充実が必要。
- ・途中入級、退級検討の際には、子どもと通常の学級における支援のアセスメントが必要。
- ・通常の学級での困難さからアセスメントを経ず入級につながることに對し、適切なアセスメントに基づいた学びの場の選択が必要。

アセスメントとは



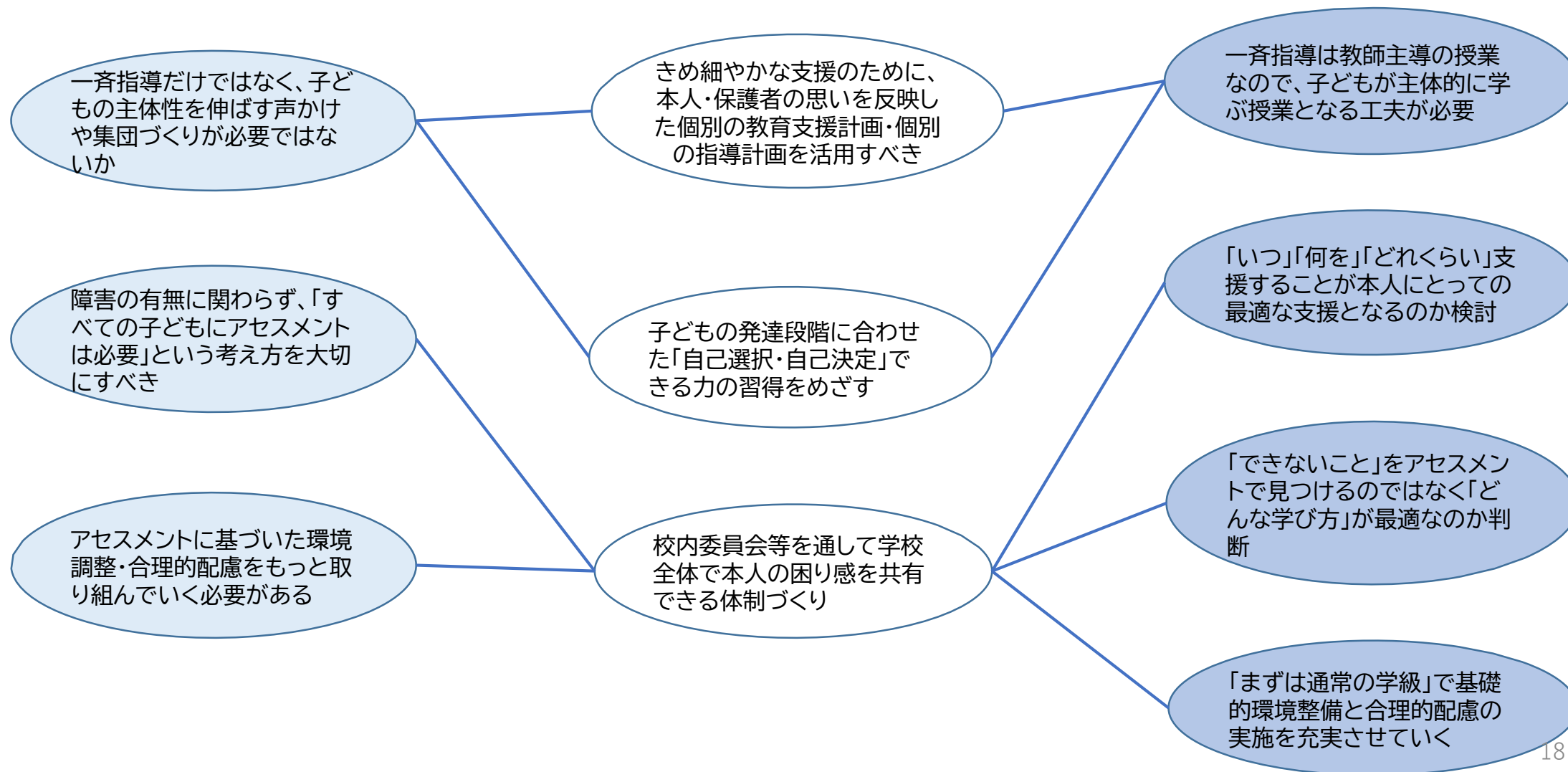
- ・子どもの障害の状況や困り感について、客観的根拠をもとに評価・分析すること。
 - ・適切な学びの場の選択のために、児童・生徒の「得意なこと」、「苦手なこと」、「学習におけるつまづきや困り感」等を見取る手段。
 - ・本人にとって適切な学びの場を選択するために、アセスメントをもとに本人・保護者と学校で合意形成を図ることが必要。
 - ・アセスメントをもとに、必要に応じて個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成する。(通級指導教室と支援学級においては、作成の義務がある。)
- ・アセスメントは多くの情報を包括的に考慮し、個々の教育的ニーズや特性を理解するためのプロセスを含んでいる。アセスメントは支援に欠かせない要素として幅広くとらえるべきである。

「教員になりたい学生のためのテキスト 特別支援教育」より

相談体制とアセスメント

通級指導教室の利用

支援学級の入級・退級



論点整理

- ・個々の教育的ニーズに応じた支援の実施に努めている。
- ・社会的自立をめざし、通常の学級と通級指導教室・支援学級の連携に努めていく。
- ・本人・保護者の意思が反映された個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成し、活用していく。
- ・本人が自身の病状や状況を自己理解し、必要な自立活動だと納得して取り組むことに努めていく。



枚方市支援教育充実審議会の方向性

- ・子どもの特性（発達面、心理面、学習面、行動面）のアセスメントに基づき、適切な自立活動の実施が必要。
- ・個別の教育支援計画、個別の指導計画を踏まえ、社会的自立と小中学校の9年間を見据えた自立活動の実施が必要。
- ・子ども自身が自己理解を深め、自己実現を目標とした自立活動の実施が必要。
- ・支援教育は、学習の補習・補充が目的ではなく、社会的自立をめざした自立活動を含む特別の教育課程の編成が必要であることを正しく周知、理解を進める必要がある。

自立活動の内容とは



- ・障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。「学校教育法第72条」
- ・特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」の内容を取り入れる。「小学校・中学校学習指導要領解説（総則編）」
- ・個々の幼児児童生徒の実態を把握し、個別に指導の目標や具体的な指導内容を定めた個別の指導計画が作成されている。
- ・個別の指導計画に基づく自立活動の指導は、個別指導の形態で行われることが多いが、指導の目的を達成する上で効果的である場合には、幼児児童生徒の集団を構成して指導することも考えられる。
- ・個々の幼児児童生徒の障害の状況や発達の程度等の的確な把握に基づき、自立を目指して設定される指導の目標を達成するために、学習指導要領等に示されている「内容」の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けることが重要である。
- ・学習指導要領等の自立活動の「内容」には、人間として基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素を抽出し、それらの中から代表的な要素を「項目」として示しているのである。

※ 自立活動の「内容」とは・・・【6区分27項目】

①健康の保持 ②心理的な安定 ③人間関係の形成 ④環境の把握 ⑤身体の動き ⑥コミュニケーション

「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」

自立活動【6区分27項目】

① 健康の保持

1. 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事
2. 病気の状態の理解と生活管理に関する事
3. 身体各部の状態の理解と養護に関する事

4. 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事
5. 健康状態の維持・改善に関する事

② 心理的な安定

1. 情緒の安定に関する事
2. 状況の理解と変化への対応に関する事
3. 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事

③ 人間関係の形成

1. 他者とのかかわりの基礎に関する事
2. 他者の意図や感情の理解に関する事
3. 自己の理解と行動の調整に関する事

4. 集団への参加の基礎に関する事

④ 環境の把握

1. 保有する感覚の活用に関する事
2. 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事
3. 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事

4. 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事
5. 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事

⑤ 身体の動き

1. 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事
2. 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事
3. 日常生活に必要な基本動作に関する事

4. 身体の移動能力に関する事
5. 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事

⑥ コミュニケーション

1. コミュニケーションの基礎的能力に関する事
2. 言語の受容と表出に関する事
3. 言語の形成と活用に関する事

4. コミュニケーション手段の選択と活用に関する事
5. 状況に応じたコミュニケーションに関する事

学習方法や環境の在り方とは



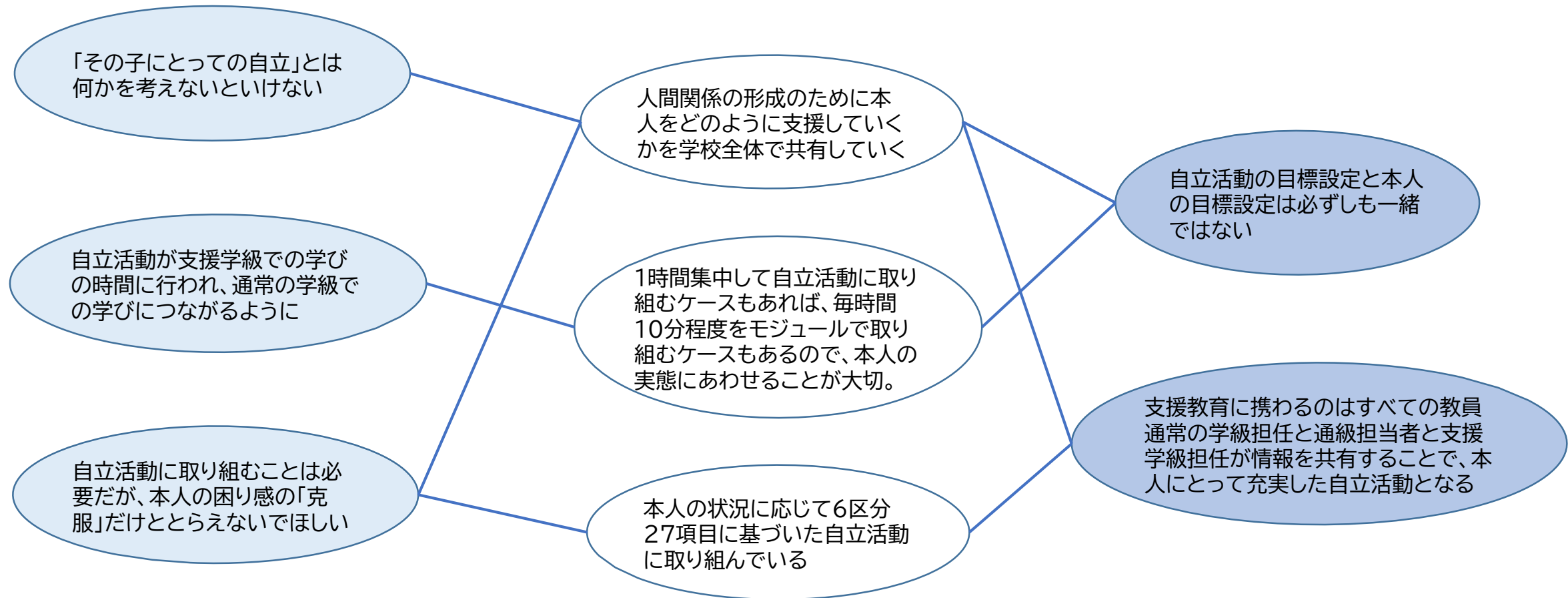
・すべての児童・生徒が落ち着いて学習に取り組むことができる環境づくり

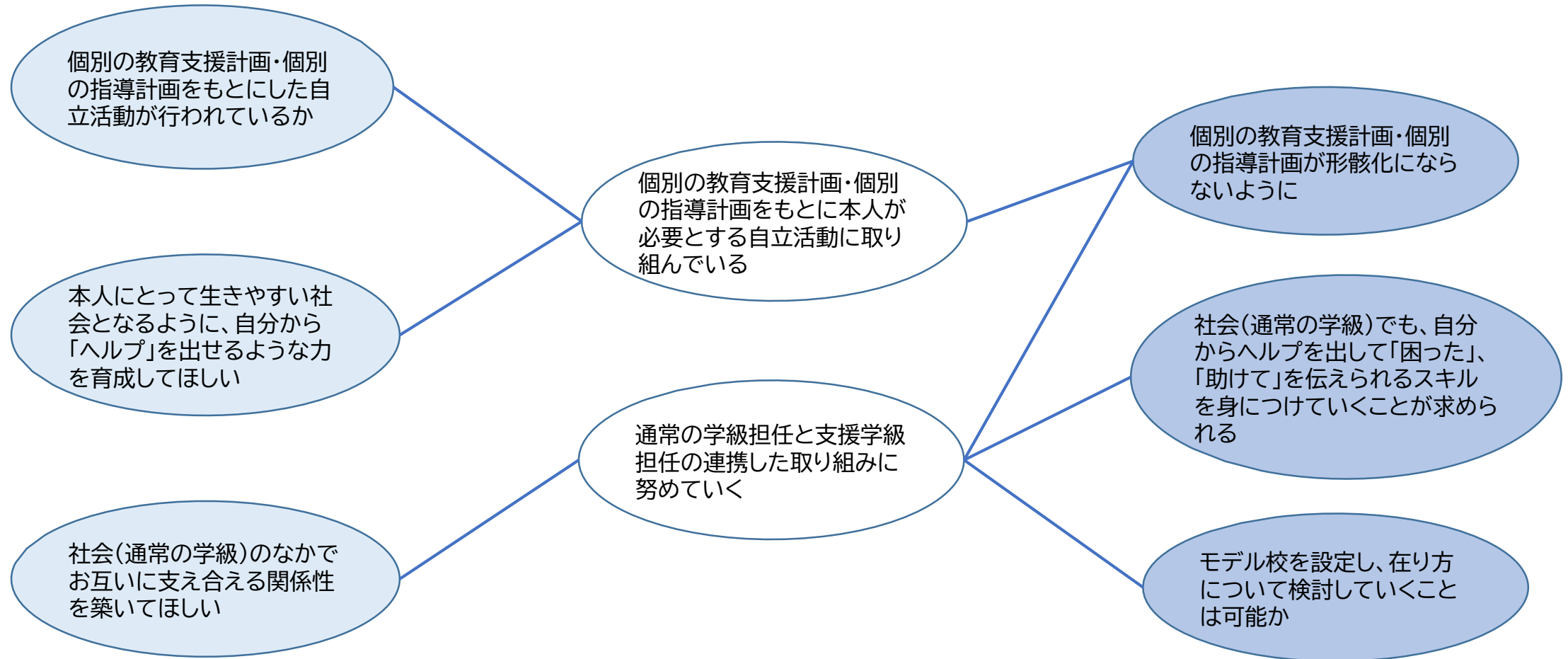
◇授業の構造化（指示等の簡素化、黒板の書き方、ワークシート等の活用等）

◇視覚支援（黒板の工夫、ICT・視聴覚機器の活用、1日のスケジュール、1時間のスケジュール等）

◇視覚的刺激の軽減（座席の位置、掲示物の場所・量・方法等の配慮）

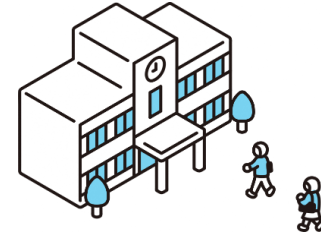
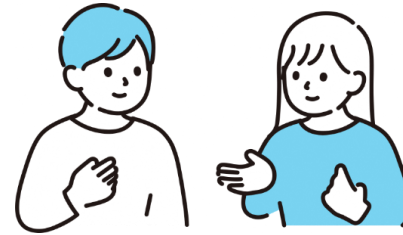
◇聴覚的刺激の軽減（座席の位置、音の配慮）





論点整理

- ・多様な学びの場の連続性を保つための「とてだて」となり、「ともに学び、ともに育つ」理念を体現していく。(枚方市は歴史的にも通級指導教室を大切にしてきた)
- ・小学校の全校設置を進めていく。(他校通級は利用できるが、すべての子どもにとって平等な環境ではない) → 自校通級設置校: 22校/44校
- ・ただ単に学習の補充が行われるのではなく、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、または克服することを目的とする指導に努めていく。
- ・通級指導教室担当者の研鑽に努めるため、市内の中学校区を4つのブロックに区切り、指導方法等が共有できるよう連携を深める。



枚方市支援教育充実審議会の方向性

- ・子どもの特性(発達面、心理面、学習面、行動面)のアセスメントのもと、適切な学びの場の選択と適切な自立活動の実施が大切。
- ・支援学級や通級指導教室と通常の学級との情報共有の充実が必要。(個別の教育支援計画、個別の指導計画)
- ・「ともに学び、ともに育つ」教育をめざすための適切な理解をもとに通級指導教室の全校設置を進める。
- ・通常の学級において障害理解教育の充実が必要。

学びの場の選択

自立活動

通級指導教室の設置状況

通級指導教室とは



- ・大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部、障害の状況に応じた指導を通級指導教室で受ける指導形態のこと。
- ・小中学校の通常の学級に在籍している言語障害、情緒障害、弱視、難聴等の児童・生徒に、各教科等の指導は主として通常の学級で行いつつ、個々の障害の状況に応じた指導（「自立活動」及び「各教科の補充指導」）を通級指導教室で行う教育形態のこと。

「教員になりたい学生のためのテキスト 特別支援教育」より

学びの場の選択とは



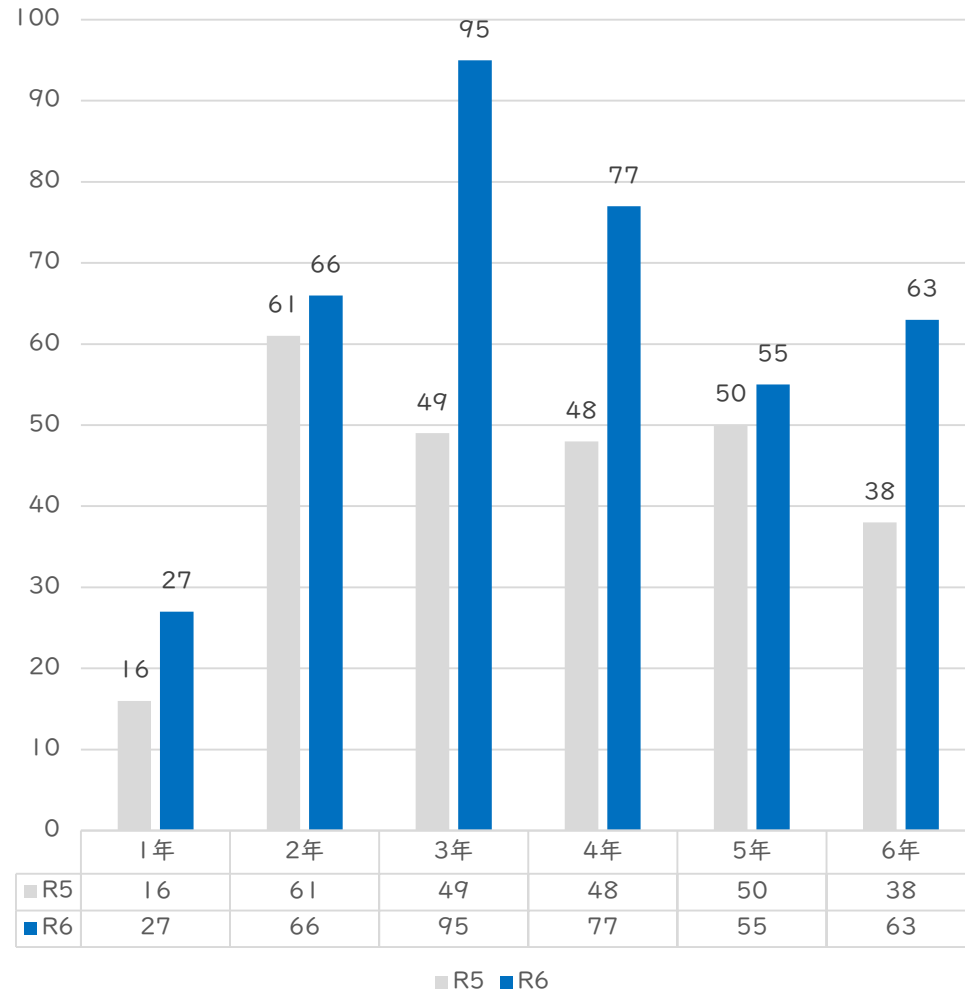
- ・障害の有無にかかわらず、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業の内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけているかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」：文部科学省 平成24年7月

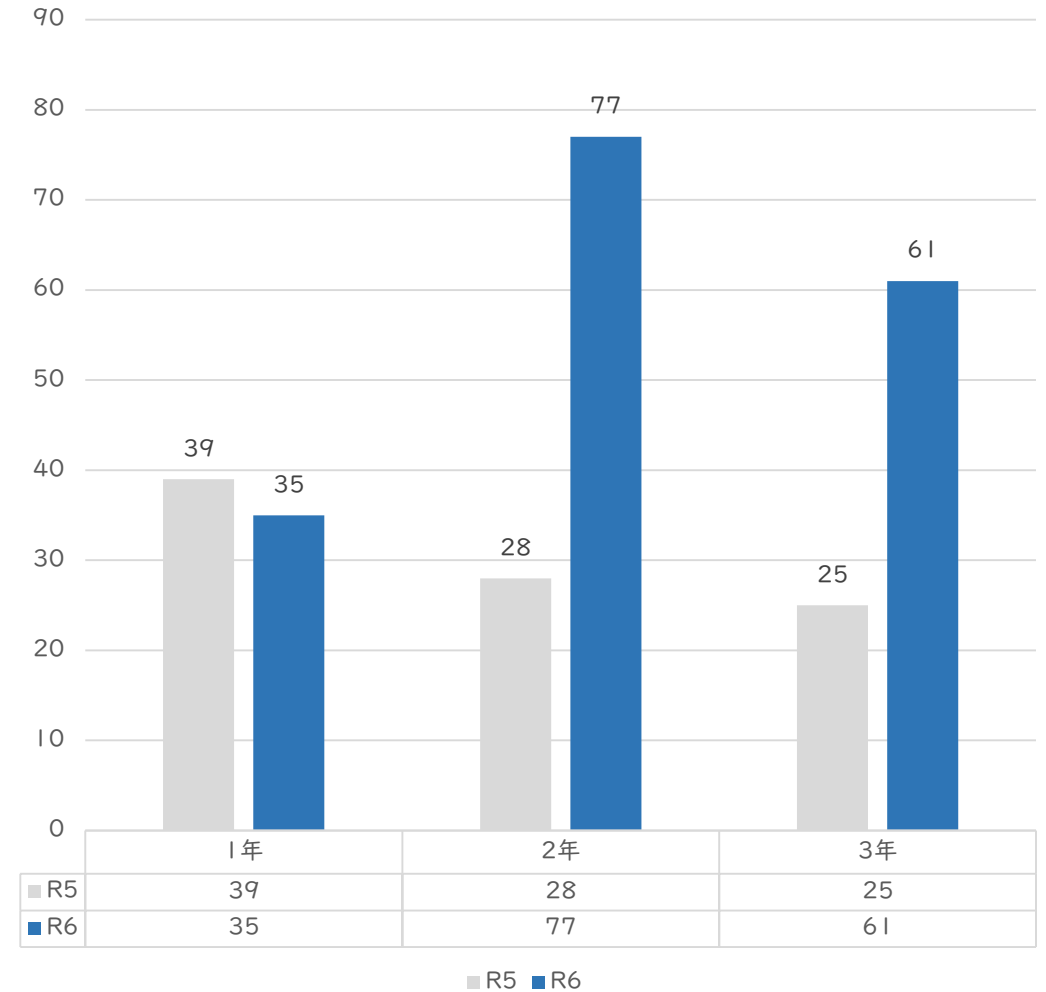
- ・多様な学びの場として、通常の学級、通級による指導、支援学級、支援学校のそれぞれの環境整備の充実を図っていくことが必要である。
- ・医療的ケアの観点からの看護師等の専門家についても、必要に応じて確保していく必要がある。

「特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告」：文部科学省 平成24年7月

小学校



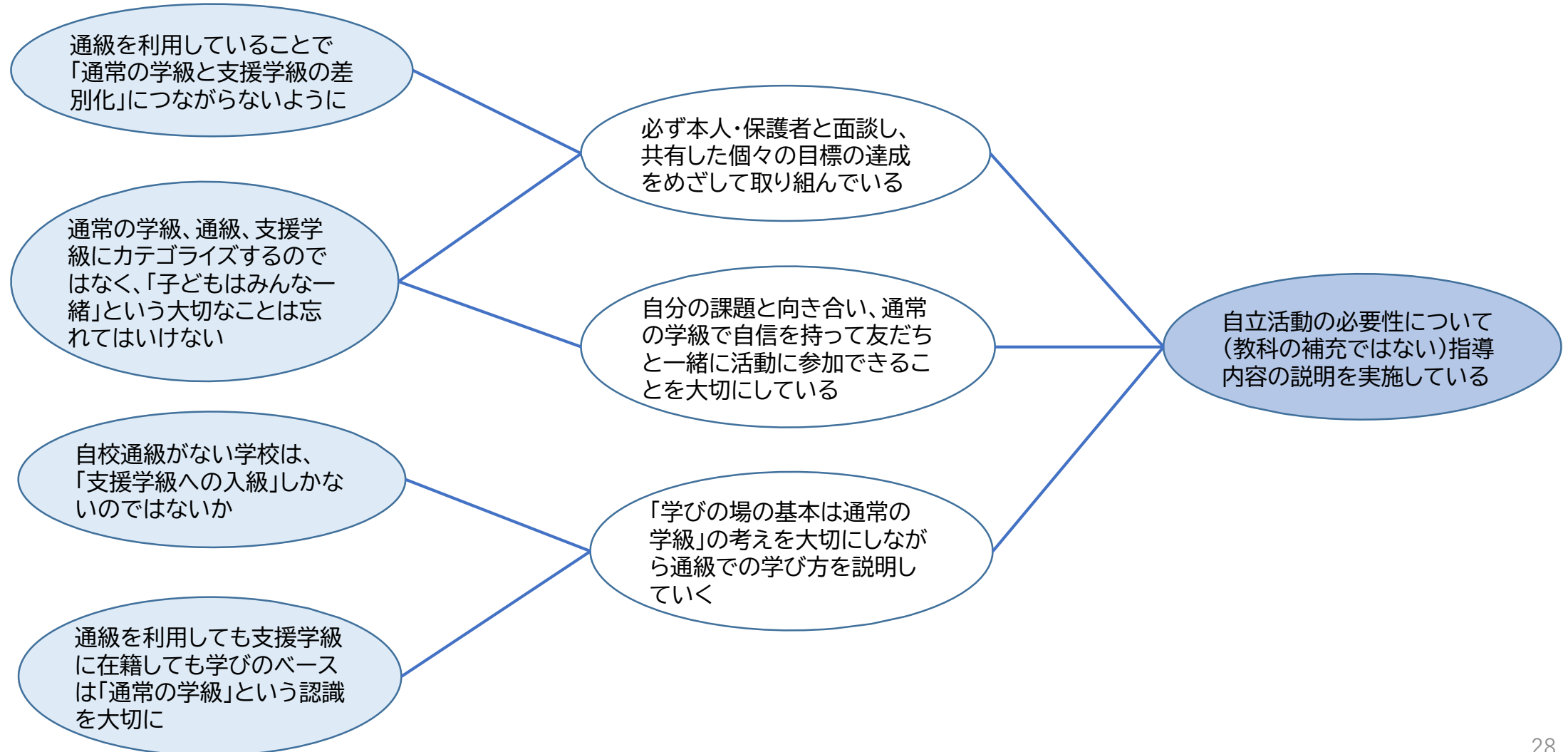
中学校



学びの場の選択

自立活動

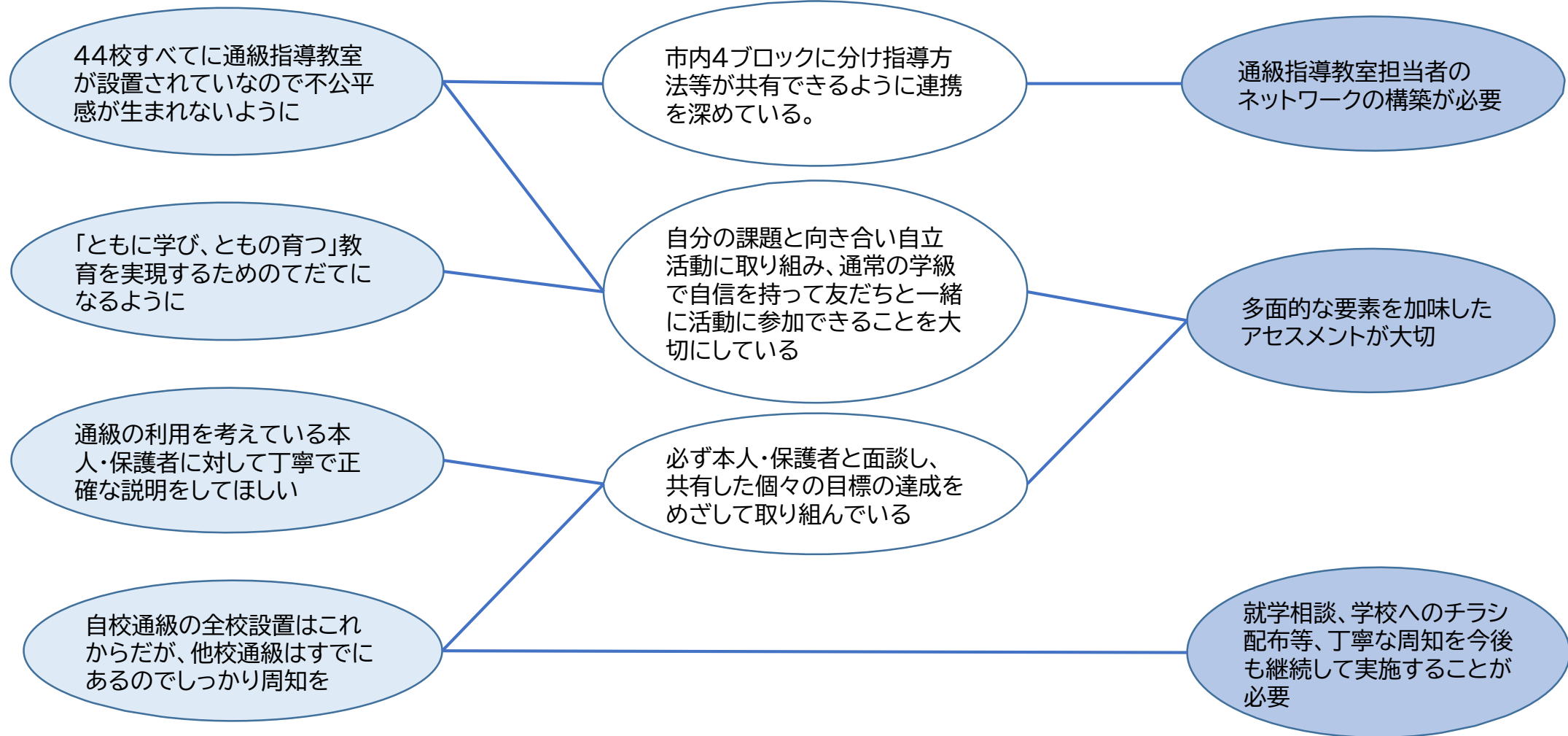
通級指導教室の設置状況



学びの場の選択

自立活動

通級指導教室の設置状況



個別の教育的ニーズ

自立活動

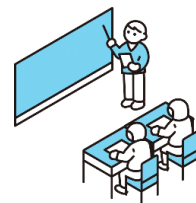
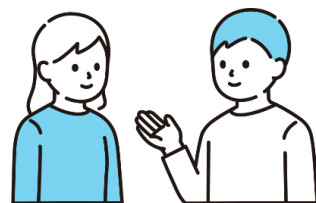
学習方法や環境の在り方

就学時の入級

途中入級・退級

論点整理

- ・個別の教育支援計画、個別の指導計画とリンクした個に応じた支援に努めていく。
- ・短時間で集中して、個々の課題に向き合った自立活動に取り組めるための工夫に努めていく。(モジュール形式等)
- ・個々の教育的ニーズに応じた、1対1での取り組み・少人数での取り組み等の環境設定、自分が必要な自立活動を選択できる環境設定に努めていく。
- ・支援学級入級・退級に向けた丁寧な説明に努めていく。(特別の教育課程の編成、自立活動、学習の補充とならない等)



枚方市支援教育充実審議会の方向性

- ・子どもの特性(発達面、心理面、学習面、行動面)のアセスメントのもと、適切な学びの場の選択、適切な自立活動、本人の状況に応じた学びの実施が大切。
- ・個の教育的ニーズに応じた適切な学習支援が必要。(特別の教育課程の編成、個別最適な学び)
- ・身につけた力を通常の学級で発揮できるための基礎的環境整備と合理的配慮の実施が必要。
- ・学校における障害理解教育の充実が必要。

個別の教育的ニーズ

自立活動

学習方法や環境の在り方

就学時の入級

途中入級・退級

支援学級とは



- ・障害のある子どものうち、障害の状態や教育上必要な支援内容、地域の教育体制の整備状況その他の事情によって適当であると認めるものを対象として、小学校・中学校および義務教育学校に必要な応じて設置される学級である。

「学校教育法第81条第2項」

- ・支援学級は、きめ細やかな指導を行うため少人数で編制され、8人を上限とする。
- ・本人の実態に応じた教育課程を編成する。知的障害のない場合は、当該学年の学習指導要領に沿って編制する。知的障害がある場合は、下学年の教科の目標、内容に変える。いずれの場合も、障害による学習又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために、自立活動を取り入れる。

「学校教育施行規則第138条、139条」

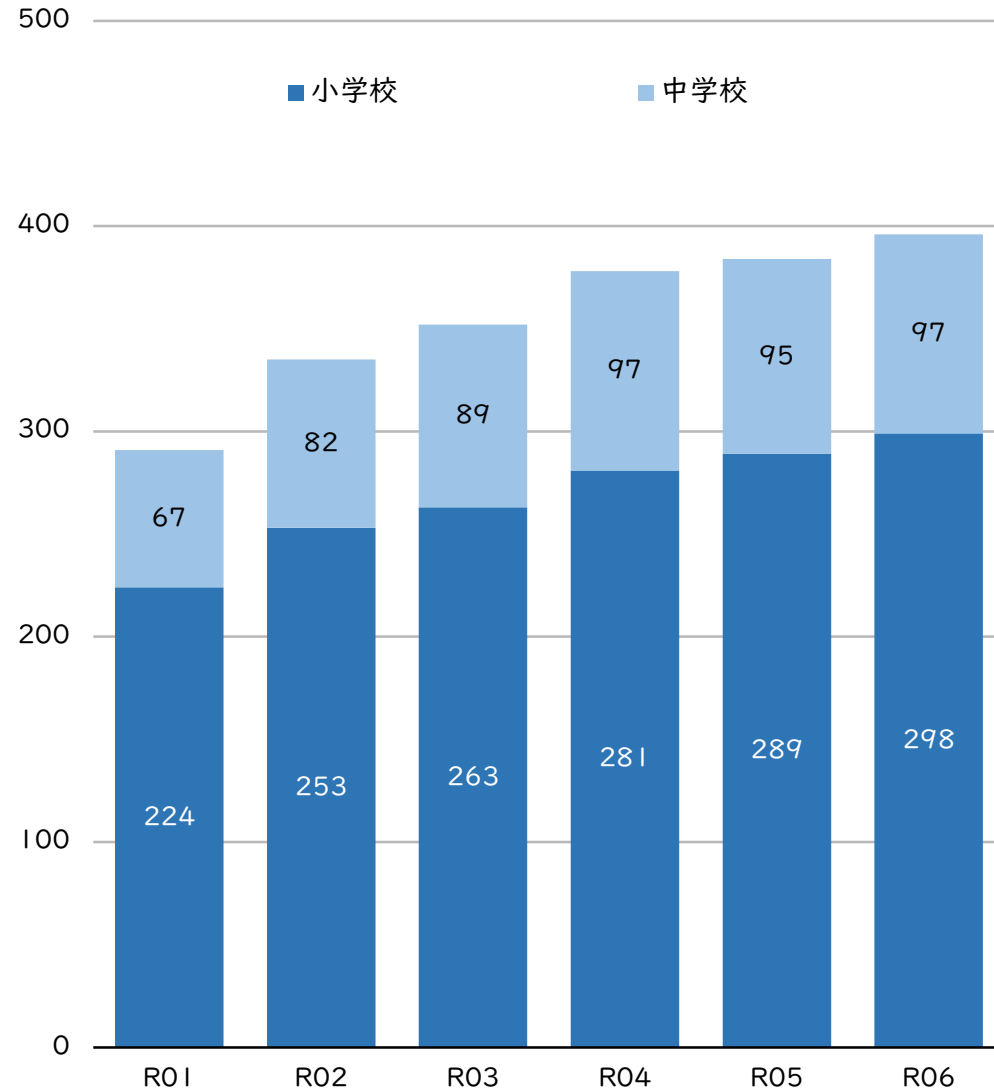
途中入級・退級とは



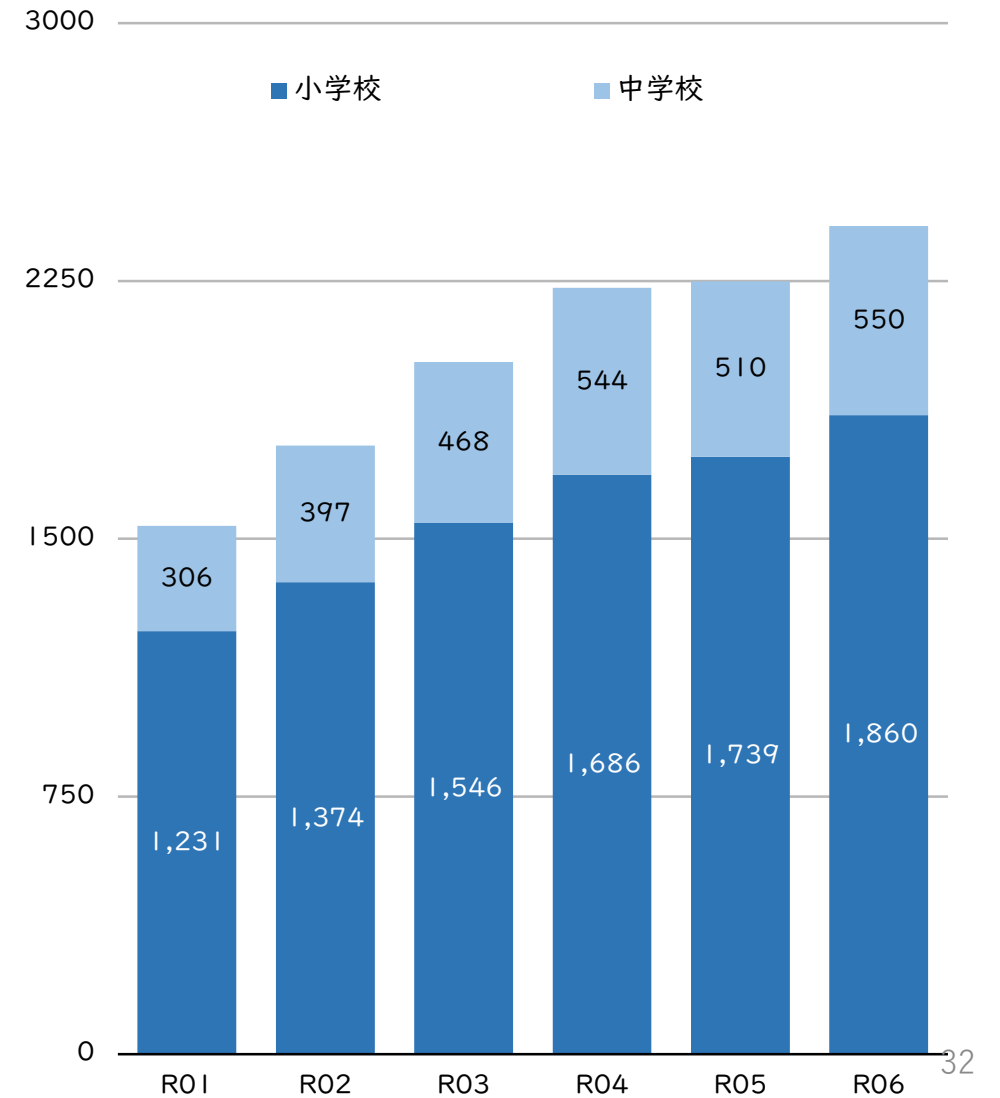
- ・「途中入級」とは、小学校入学後に本人・保護者の意向を最大限尊重し、次年度4月進級のタイミングで支援学級に入級すること。
入級に向けて、環境の変化や指導方法の変化に対応した体験入級を実施し、次年度からの支援学級入級に備える。
- ・「退級」とは、次年度4月進級のタイミングで支援学級から退級すること。
退級に向けて、環境の変化に対応できるように支援学級で学ぶ時間を減らす、学年・学校全体で支援する体制を整える等、次年度からの退級に備える。
- ・本人のアセスメントをもとに、校内支援委員会やケース会議等を実施し、入級・退級に向けた取り組みを校内で行っている。
- ・支援学級の入級に向けて、「特別の教育課程の編制」、「自立活動の指導」、「当該学年の学習の補充ではない。」等を説明している。

支援学級について

支援学級数



支援学級在籍児童・生徒数



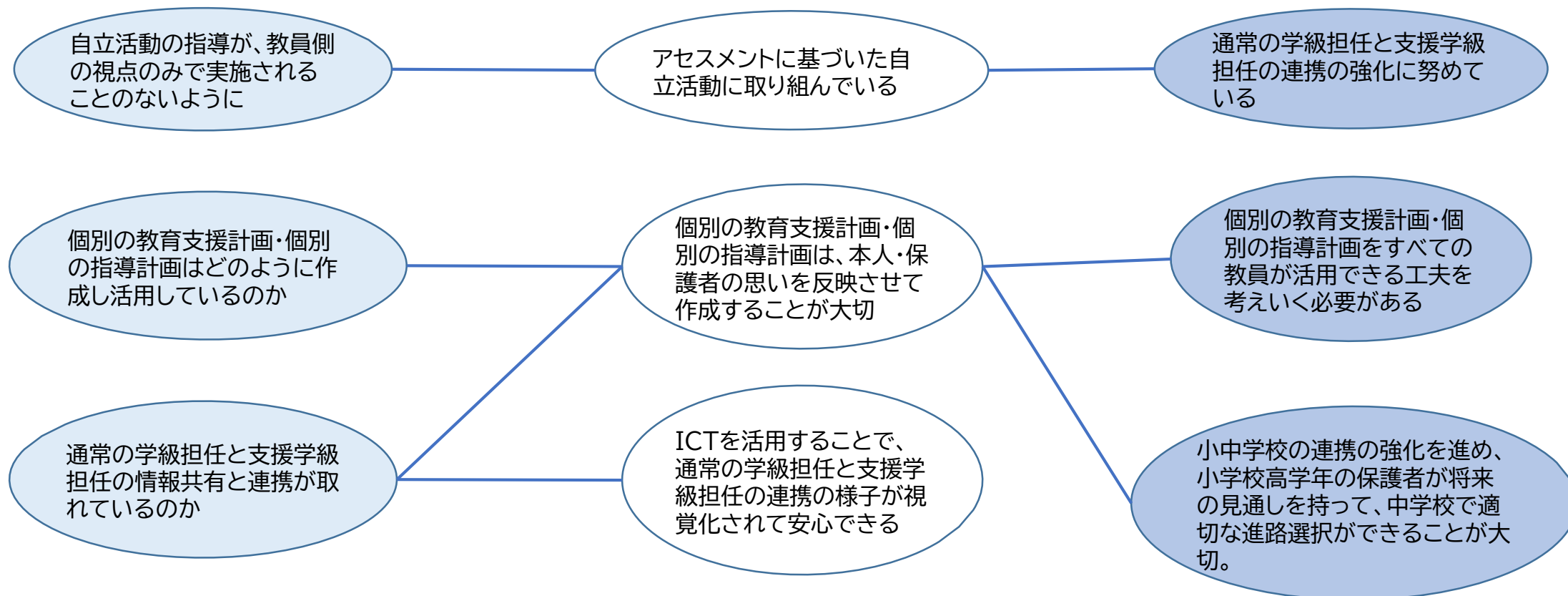
個別の教育的ニーズ

自立活動

学習方法や環境の在り方

就学時の入級

途中入級・退級



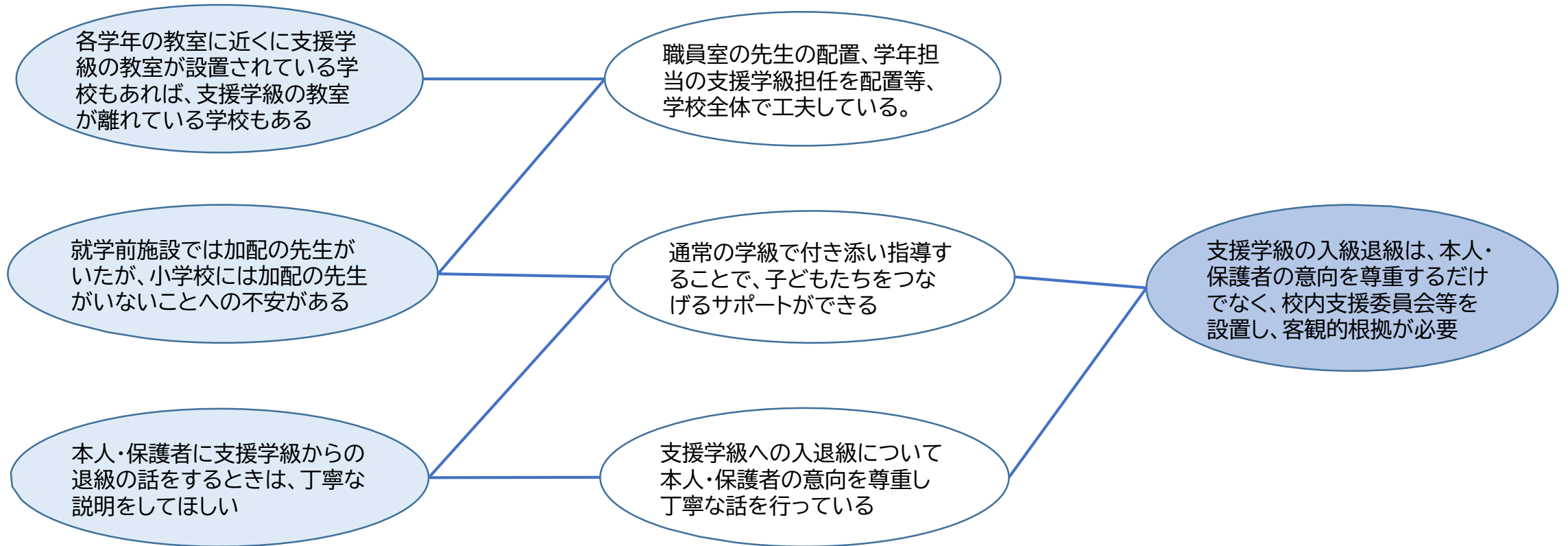
個別の教育的ニーズ

自立活動

学習方法や環境の在り方

就学時の入級

途中入級・退級



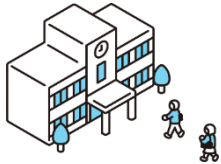
就学時の就学状況

小学校 → 中学校

中学校 → 進路先

論点整理

- ・「とも学び、ともに育つ」の理念のもと本人・保護者の意向を最大限尊重した学びの場の選択がされている。→ 今後も就学相談、進路相談を継続していく。
- ・中学校卒業後の進路の選択肢が増えている。
(高等学校(全日制、定時制、通信制)、高等専修学校(技能連携校を含む)、府立高等支援学校、府立支援学校高等部、等)
- ・「小学校入学時は、支援学級に在籍して、学年があがったら退級する。」等、加配制度がなくなることへの不安感から入級に至るケースへの対応に努めていく。
- ・個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用を努めていく。



枚方市支援教育充実審議会の方向性

- ・学びの場の選択のために医療機関との連携が必要。
- ・支援教育について、就学児・保護者に寄り添った丁寧な説明が必要。
- ・通常の学級との連携だけではなく、小中学校間連携、中学校から進路先への連携の充実が必要。(個別の教育支援計画、個別の指導計画)
- ・社会的自立の実現のためには、退級後もきめ細やかな支援が必要。(基礎的環境整備、合理的配慮、個別最適な学び)
- ・社会的自立を見据えた進路選択の支援が必要。

就学時の就学状況

小学校 → 中学校

中学校 → 進路先

[小学校 → 中学校] の連携について



- ・支援教育コーディネーターを中心に、小中学校間での情報共有と連携を実施している。
- ・小学校6年生の保護者を対象にした、中学校の支援教育コーディネーターによる説明会等が実施されている。
- ・小学校の支援教育コーディネーターや支援学級担任から、中学校の支援教育の様子や状況について丁寧な説明ができることが望まれる。
- ・小中学校間における個別の教育支援計画、個別の指導計画の連携が求められている。

[中学校 → 進路先] の連携について



- ・中学校の支援教育コーディネーターを中心に、進路先との情報共有と連携が実施されている。
- ・中学校1年生の時点から将来の進路先に向けた情報提供が行われている学校がある。
- ・小学校の支援教育コーディネーターや支援学級担任から、中学校卒業後の進路先について情報を提供できることが望まれる。
- ・中学校卒業後の進路先と、個別の教育支援計画、個別の指導計画の連携が求められている。

就学時の就学状況

小学校 → 中学校

中学校 → 進路先

